

議 事 録

1. 会 議 名 第 18 回 市民会議
2. 日 時 平成 22 年 11 月 1 日 (月) 午後 2 時 04 分～午後 4 時 55 分
3. 場 所 大阪弁護士会館 10 階 1205 会議室
4. 出 席 者 (敬称略・順不同=22 名)

議 長 三 成 賢 次

副 議 長 西 村 淳 一

委 員 李 清 一 右 田 紀久恵 越 堂 静 子

西 島 秀 向 川 合 伸 二

○大阪弁護士会

会 長 金 子 武 嗣

副 会 長 上 原 武 彦 三 木 秀 夫 小 寺 史 郎

丹 羽 雅 雄 森 本 宏 池 内 清 一 郎

高 橋 司

企画調査室

室 長 岩 田 研 二 郎

嘱 託 崎 原 卓

司法改革推進本部

副本部長 松 森 彬

司法改革推進本部市民会議バックアップ部会

部 会 長 瀬 川 武 生

委 員 島 尾 恵 理

広報委員会

委 員 長 福 田 健 次

秘 書 課 員 吉 村 雅

議 事

1 開会

丹羽副会長

ただいまから、2010年度第2回（第18回）の市民会議を開会させていただきます。

2 退任及び新任委員の報告

丹羽副会長

まず、野呂雅之委員が本年8月末で任期満了により退任され、新たに川合伸二委員を選任させていただきました。川合伸二委員は、日本放送協会報道部副部長に就任しておられます。川合委員のほうから自己紹介とごあいさつをいただけますでしょうか。

3 市民会議委員の自己紹介・あいさつ

川合委員

初めまして。川合と申します。よろしくお願いいたします。

私、去年10年ぶりに大阪に戻ってまいりましたが、以前にも大阪で司法クラブを2年ほど担当していたことがございます。その縁もございまして、今回、就任させていただきました。私に何ができるのか分かりませんが、この市民会議の委員として役立てるように努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

丹羽副会長

どうもありがとうございました。

前回御欠席されました越堂委員からも一言お願いします。

越堂委員

お世話になります。KS企画というリフォーム会社を経営しております越堂と申します。

仕事以外の90%は、ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク（WWN）という女性の地位向上を目指して頑張っています団体の代表をさせていただいております。

私は、日商岩井に42年間勤務しまして、リタイア後も勤続中もずっとWWNのことをしておりまして、住友メーカーの裁判などをサポートしてまいりました。

また、司法も政府もそうですが、職場の中で国際基準を守ってほしいということ

求めて、この 15 年間、国連とか I L O、C E D A W のほうに、日本の状況とか提案をしてまいりました。

そういうことを認めていただいたのかどうか分かりませんが、宮地先生、島尾先生を初めとして弁護士会の皆様方には非常にお世話になっております。この場をかりてお礼申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

丹羽副会長

どうもありがとうございます。

大阪弁護士会も男女共同参画推進本部というのがありまして、日々頑張っておられますので、よろしく願います。

4 議事

(1) 議長・副議長互選の件

互選により、議長に三成委員、副議長に西村委員を選任した。

(2) 議事録署名者指名

議長により、議事録署名者として、川合委員と越堂委員の指名がなされた。

(3) 弁護士費用（弁護士報酬）に関する基調報告

三成議長

今回の審議テーマは、「弁護士費用（弁護士報酬）について」となっております。

関連する資料として、レジュメ「弁護士費用（弁護士報酬）について」のほか、参考資料として5点ほど事前に先生方に配付されておるかと思っております。

本資料の説明を含め、レジュメを作成していただいております大阪弁護士会の司法改革推進本部副本部長の松森彬先生から基調報告をお願いしたいと思います。

松森司法改革推進本部副本部長

ただいま御紹介いただきました弁護士の松森と申します。

今日は、弁護士費用について報告させていただくことになりました。私はここ 20 年ぐらい、司法制度の改革、これからの日本の司法制度をどうしたらいいかというテーマに取り組んでいる委員会の委員をさせていただいております。

最初は、日本の民事裁判は時間がかかり過ぎるのではないかと、無駄が多いのではないかとということで、その委員会に入りました。裁判所ともいろいろ協議をしましたが、裁判官の数が大変少ないということなどが分かってまいりまして、裁判官の数を増や

す取り組みに参加しました。それから裁判所というところも役所的な閉鎖的なところがありまして、そういうことでは自由な判決が書けないだろうということで、裁判官制度の改革などをやってまいりました。

また、大阪の弁護士会は、弁護士会あるいは弁護士と市民との距離を近づけるということを毎年のようにテーマにして取り組んできました。一昨年、大阪の司法の現状と課題ということで、「大阪地域司法計画2008」という冊子をつくりました。その中で、市民の皆さんから費用の問題が分かりにくい、この点をもう少し手当てしてもらわないと頼めませんよというもっともな意見が出てまいりました。

弁護士の費用の問題については、従前は、弁護士会で報酬規程というものをつくっておきまして、それを改定するなどして、少しでも皆さんに分かりやすい報酬規程にしようと努力はしてきましたが、そういうような弥縫的なことでは、皆さんが使いにくいと言われる点は変わらないのではないかと考えております。

今日は、主に4つの柱でお話しさせていただこうと思っています。1つ目は、弁護士の費用はどのようにして決まるかということです。2つ目は、幾らぐらいかということを経済、調査に基づいてお話しさせていただきます。3つ目は、司法の分野では保険制度が大変遅れており、最近、自動車保険の一部で弁護士が頼めるような保険が出てまいりましたが、その実情も少しお話しさせていただこうと思います。

そして、お金のない人は、労働問題にしても、消費者問題にしても、そういう問題に当たったときにどうしたらいいのか、弁護士には頼めないのかということになります。お金のない人については、各国は既に何十年も前から、「民事法律扶助」という制度を用意しておりまして、日本の何十倍という予算を国が出して、お金のない人が裁判をやりやすいようにしております。日本はその点で30年ぐらい遅れていると言っていると思います。4つ目として、その点をお話しさせていただいて、是非委員の皆様方から、お知恵をおかりしたいと思っております。

今日の資料ですが、レジュメの次に、資料93で弁護士の報酬に関する規程というものがございます。これは、現在弁護士会が定めている規則でして、弁護士は、報酬についての基準を自分で設けて、事務所に備え置かなければならないというのが3条です。あと、依頼を受けたときには委任の契約書をつくって、その中に報酬のことをきちっと書くべきだということが5条にあります。これが現在弁護士会が決めている弁護士の費用についてのルールになります。ただ、ルールとしては大変大まかな、雑

駁なものになっているかも知れません。

そこで、弁護士に頼んだら大体どのくらい費用がかかるのかということで、資料 94 「市民のための弁護士報酬ガイド」を用意しました。

資料 95 は、日弁連の報酬等基準であり、平成 16 年まで日弁連が定めていた基準です。各弁護士会でも設けており、大阪弁護士会のものも、内容はほぼ同じです。

それから、弁護士費用と並んで裁判所の費用がかかります。それが資料 96 の貼用印紙・申立手数料等一覧表です。裁判を弁護士に依頼しますと、弁護士の費用に加えて、この裁判所の費用がかかります。一番下に、2,800 万円の場合は 10 万 4,000 円という金額が出ております。高等裁判所に不服申し立てしますと 15 万 6,000 円で、1.5 倍要ります。上告して最高裁へ申し立てしますと地裁の倍の 20 万 8,000 円要ります。

この訴訟費用と弁護士費用を混同される方もたくさんおられます。訴訟費用は、敗訴者——負けたほうが負担することになりますが、弁護士の費用はその中に入ってきません。裁判所の費用だけ、今申し上げました数万円から 10 万円程度のものが敗訴者の負担ということになります。

最後の資料は、民事法律扶助予算の表です。

私のレジュメでは、「弁護士費用」あるいは「弁護士報酬」という 2 つの言葉を並べて書きました。弁護士会の規則では「弁護士報酬」と呼んでおります。我々は「弁護士費用」とは言っておりませんが、「弁護士報酬」と言うと、お支払いいただく市民の皆さんにはなじみがないかなと思って、「弁護士費用」という言葉も併用いたしました。

これまで弁護士会や学者が行いました国民に対するアンケートでは、裁判には時間がかかるというのが最大の意見で、裁判には費用がかかるというのが 2 つ目の意見です。これと並んで、費用がよく分からないという声が大変多くあります。ただ、ありがたいことにといいますか、実際に裁判をなさった人ではそんなものかなと、安いという声は少ないかもしれませんが、合理的であったという答えが多いのですが、裁判をやったことのない方——これが国民の大多数だと思います——に聞きますと、高い、あるいは分からないという声が大変多いです。

弁護士の費用、報酬について今までどのように考えられてきたか、あるいは弁護士の間でどんな議論があったかを、紹介します。

私どもが弁護士になりましたときに、年上の弁護士からは、弁護士の費用というの

はお布施みたいなものだから、お客さんがお礼を言って差し出していただくものをありがたく受け取るんだと言われました。お布施となりますと、本当に安い場合でもありがたく受けなければいけません。お坊さんのお布施なんかも幾ら払っていいのかよく分からないところがありますが、お布施というような考え方では、払う方ももらう方も戸惑うばかりだろうと思います。

そこで、報酬規程を設けて、ある程度基準をつくってまいりました。これも年上の弁護士から聞きましたのは、5分1割、すなわち、最初にいただく費用が5分、結果が出たときに1割というようなことを基準として聞きました。現在の基準はかなりそれを修正していますが、1,000万円ぐらいの裁判を依頼していただく場合は最初やはり50万円ぐらい、1,000万円回収できましたときには100万円ぐらい、つまり1割というのがおおよそですので、この5分1割は日本の場合、伝統的に基準として機能していると思います。

そうはいいましても、ケースによって大変違います。弁護士と親しくなったお客さんは、それにしても弁護士さんの費用というのはよく分からん、高いかなと思ったら安かったり、安いかなと思ったら高かったりするということをおっしゃいます。多くの場合は係争の額のパーセンテージで決めるのですが、かなり修正をさせてもらうことがあります。

係争額によって決めるというのは、ほかの国でも結構多いようです。ただ、ドイツは違うようでして、手間に応じて全部費用が決まっています。ドイツとオーストリアは違うようですけれども、それ以外の国は、争いの額によって費用が変わるという点は共通のようです。

それから、医は仁術と申しますように、赤ひげのお医者さんはお金のない人からはお金をもらわないということが、健康保険のない時代にはあったようです。弁護士も、保険がありませんので結構そういう融通を図っておりまして、私が見習いをしていたときの弁護士さんも、弁護士はお金のない人からはもらわない、お金のある人からいただくというようなことを言っていました。結構そんなさじ加減でやっていた面があります。

仕事が無形のサービスで、なかなか形にあらわれませんので、工夫をして係争の額などで決めますが、事前に決めにくいというところはございます。今後、保険が整備される中で、弁護士の費用も基準のもとに決めていくことになると思いますが、それ

はそれで融通が図れませんので、また問題が出てくるかもしれません。なかなか難しいところです。

日本もそうですけれども、各国でも、弁護士とお客さんとでその都度決めているというのが基本です。ただ、ドイツの場合は特異で、提訴のときに幾ら、裁判の途中で幾ら、証拠を出すときに幾らということを決めているようです。ほかの多くの国は、合意で自由に決めています。

アメリカは、1時間2万円とか3万円といったタイムチャージ（時間制）が結構とられるようです。ただ、大きな企業はそれでいいのかも分かりませんが、個人の方の場合に、これを当てはめると大変大きな額になり、そんな額はお願いしにくいので、最初いただく費用は定額にしていることが多いと思います。

ここで、今日議論をお願いしたい点、すなわち司法利用のときの費用の制度の整備を図るという点について、憲法を持ち出ささせていただきたいと思います。憲法32条に、国民の裁判を受ける権利が基本的人権の一つとしてきちんと書いてあります。ところが、この裁判を受ける権利の具体化、実質化が図られていないのが日本の実情です。裁判を受ける権利がなぜ決められているのかといいますと、自力救済を禁止していることの裏表の関係です。すなわち、裁判をせずに勝手に自分の権利状態を回復しますと、処罰されたり、あるいは賠償金を払わないといけません。例えば、自分の自転車が盗られたとします。誰が盗ったか分かっているとしても、その人の家から取り返すと、法律的には違法になります。あるいは、家主さんが、家賃を払ってくれない借家人の家を取り戻したいからと鍵を取り替えると、賠償金を払えという判決が現に出たりしていて、勝手に自力救済することはいけないとしています。自力救済はいけない、裁判所へ訴え出なさいと言いながら、その費用についてはそれぞれが頑張りなさい、それぞれが工面しなさいというのが日本の実情です。

外国はその点を工夫して、用意しています。資料97の表は、民事法律扶助という、民事の裁判を起こすときの弁護士費用を国が出しているかどうかの表です。分かりやすいのは国民1人当たりの支出額で、日本は1人当たり37円しか出していませんが、イギリスは2,690円ですから72倍、ドイツは17倍になります。フランスは12倍、アメリカは8倍になります。一番下の表で見ていただくと、国家予算に占める割合も日本は少ないことがわかります。

日本で政府が、権利を侵害された国民に対して冷たいというのはどうも最近だけの

傾向ではないみたいです。江戸時代には御白砂があって、犯罪を犯しますと、拷問も含めて随分厳しくきちっとやったようですが、民事の争いは当事者で話をつけなさいということにして、奉行所では余り取り上げなかったようです。

その後、明治に入りまして、裁判が増えて100万件を超えたようです。そこで国は、手数料を取ることに決め、その結果、150万件ぐらいあった裁判が、数年のうちに50万件ぐらいに減りました。

日本では、「裁判沙汰にする」とも言われますように、裁判にするなんてとんでもないという風潮があります。大きな会社でも、私どもが、それは筋が通らないから裁判をしたらどうですかと勧めても、担当者は上のほうから、「何をぼやぼやしているんだ。ちゃんと解決してこい」と言われるみたいで、裁判にするという習慣、文化がないと言っているのかもしれませんが。

戦後、自己責任が大変強調されるようになりました。権利を侵害されたときでも甲斐性の問題といますか、それぞれ自分で解決しなさいというところがあります。アメリカがどうもそうでした、扶助の費用もアメリカは割と少ないです。そういう点で、ヨーロッパは社会福祉という考え方が定着しているように思います。お医者さんには一生のうちにも何十回とかかりますが、弁護士を利用することが1回もない方もおられると思います。司法とか弁護士とか裁判というのは縁遠いもので、なかなか真剣に考えていただくことが、少なくともこれまではなかったのだらうと思います。

今は、賃金がもらえないとか解雇の問題とかいろいろ出ていますが、お聞きしますと、やはり弁護士の費用が払えない。それから、離婚の問題もたくさんありますが、大阪のある女性問題を多く扱う弁護士さんにお聞きしますと、離婚事件の依頼はほとんどが女性、つまり母子家庭でお金がない方が多いので、民事法律扶助を利用するけれども、これの費用が大変安いのです。愚痴も言わずになさっておられるのですが、正味のところは、件数が増えればそれだけ自分の体がしんどい、あるいは事務所の事務員の仕事が増えるので、増えるのはかなわないようなのです。それぐらい、民事法律扶助では予算が少なく弁護士費用も大変安いのです。

もう一つ、外国は、出した弁護士の費用分を返せという制度ではありません。ヨーロッパも、さっき冷たいと言いましたアメリカもそうです。日本だけが、後で返せという制度です。ただ、後で返さなければいけないのなら、やめておきます、離婚の慰謝料ももらえないかも分からないし、離婚さえできたらよいですという方も多いので

す。弁護士費用についての民事法律扶助が立替え、単なる貸付けになっているところが日本の制度の一番の問題だと思います。

弁護士は、この点については自慢と反省とがあります。自慢は、昭和 27 年という戦後間もないころに財団法人法律扶助協会というのをつくったのは、実は弁護士会なのです。弁護士会館の中に法律扶助協会があり、そこで弁護士が会費を出し合って、手弁当でお金のない方の裁判をやってきたのです。だから、私たちとしては一生懸命やっているという自負がありました。ところが、その間に各国は、民事法律扶助法という法律を 1970 年代に用意して、国がお金を投入するということを始めたのです。日本では、弁護士も自分たちはよく頑張っているという思いがあり、ちょっと出遅れたといえますか、そういうことができなかつたというように思います。この点が反省点です。

次に、弁護士費用の決め方と幾らぐらいかという話をさせていただきます。

弁護士費用の決め方は、規程があつた時代も、また、各事務所で基準をつくっております。今も、争いの額が基本になっております。それ以外に、難しいケースかどうか、手間がかかるかどうか、時間がかかるかということで修正することになっています。

次に、金額はどのぐらいかという肝心のところを御説明させていただきます。パンフレットの 4 ページに法律相談料があります。弁護士にアンケートで調査した結果ですが、1 時間ぐらいの相談で 1 万円という方が 56%、5,000 円という方が 36%です。従前の弁護士会の規程では、個人の方の初回市民相談料という表現をしていましたが、30 分 5,000 円と決めておりました。現状も、30 分 5,000 円とか 1 時間 1 万円というあたりが相場になっています。

次に、離婚の調停とか裁判を弁護士に頼んだときについてですが、。最初に、調停をやった場合と訴訟になった場合とで分けてあります。最初 30 万円ぐらい、終わったときに 30 万円ぐらいというのが大体の費用です。これに財産分与がとれたり、慰謝料がもらえたりということがありますが、ここに加算することになります。

9 ページには、交通事故で保険会社が 500 万円程度としているときに、弁護士に裁判を起こしてもらった、そして 1,000 万円ぐらい回収できたというときは、最初に 20 万ないし 30 万円、とれたときに報酬金ということで 50 万円程度というのが多いという統計です。

11 ページには、貸金の事件があります。300 万円の案件、最初 20 万円、報酬金 30

万円というあたりが出ております。

最後に刑事事件ですけれども、12 ページにございます。簡単な交通事故で、3 回程度の裁判で終わって、執行猶予がつけてもらえたというときは、最初に 30 万円、終わったときに 30 万円ぐらいというのが相場になっています。

報酬というのは、成功したときに成功の度合いに応じて受けるもので、昔は「謝金」という言葉を使っていました。現在は「報酬金」という言葉を使っていますが、全体を称して「弁護士報酬」と言い、最後の部分で「報酬金」と「金」をつけたりするということで、一般の方にはちょっと分かりにくいかもしれません。

日本は、最初に着手金をもらって、後で成功報酬をいただくという二本立てになっていますが、これは結構合理性があると思っています。負けることもありますので、全部成功報酬にしますと全然もらえないこともあったりして、ちょっとストレスがたまりますので、最初に幾らかいただいております——これは二重でいただいているのではなく、半分ぐらいを最初にいただいているという意味で、勝ったときに半分ぐらいいただくという二元制になっています。

ただ、ドイツとかフランス、イギリスといったヨーロッパは成功報酬を禁止しているようです。逆にアメリカは、全部成功報酬という半分博打みたいなことも許しています。交通事故の裁判などでは、3 分 1 ぐらいを弁護士の費用として払うようです。ただ、日本の裁判と違いますのは、日本は実損填補といいますか、裁判所がなかなか多めには認めてくれないのです。交通事故で被害に遭った人がかろうじて原状回復できるぐらいの費用しか認めてもらえない。離婚の慰謝料でもそうで、裁判をやってよかったというほどのものではありません。アメリカの賠償金は高いので、成功報酬で弁護士ももらえるということで、国によってかなり違いはあるかもしれませんが、それぞれの国による工夫があると思います。

最後に、法律扶助についておさらいをします。

法律扶助が大変少なく、弁護士会は今一番ここに力を入れています。来年度、法務省は民事だけで 173 億円の要求をしており、昔に比べると大分よくなりました。今年 1 月 1 日からは、さすがに生活保護を受けている人に対して返せというようなことは言わないようにしています。ただ、法律扶助を受けている人を調べますと、殆どは無職かパートタイム、アルバイトの方でして、給与労働者あるいは自営業者などは、収入制限があるので、民事法律扶助を利用できていません。日本は、所得の下の方か

ら2割ぐらいを対象にしていますが、ドイツは4割まで、オランダ、フランスは5割ぐらいまで、イギリスは8割ぐらいまで、スウェーデンは9割ぐらいまで対象にしているということで、ヨーロッパはその辺が大変進んでいます。日本とアメリカは、貧困対策としてこの法律扶助を細々とやっているというところではあります。

それからもう一つ、保険のことに触れます。

保険については、ドイツでは、1928年ですからもう80年ほど前からやっているようです。最初は交通事故の保険から始まり、今はいろんな紛争に使えるようです。ドイツでは今、国民の42%がこの権利保護保険に入っているということです。

日本は、2000年から自動車保険の中に使われるようになりました。これは毎年倍々で利用が増えていまして、2009年は5,000件の利用がありました。この自動車保険に入っておりますと、裁判をやるときに弁護士費用を全部保険会社が出してくれます。こういうものがあれば、国民は利用しやすいということが分かってまいりました。

日本は現在、司法制度改革で弁護士の数を大変増やしています。就職できない人が出るくらい弁護士の数を増やしてきているのですが、お金の問題が伴っていないというのが日本の司法制度の一番遅れているところではないかと思えます。裁判所の費用なども、フランスは、国民には裁判を受ける権利があるからということで、裁判所は民事裁判の手数料を無料にしています。アメリカの連邦地方裁判所は一律で、高くても3万円ぐらいで裁判が受けられます。日本は結構高く、さらに高裁へ行く、最高裁へ行くというより高い費用を取って、裁判をやりにくいようにしている、そんなところがあります。

司法制度改革では、司法、裁判、弁護士をもっと利用していただくことを目指してきたのですが、このお金の問題が解決しない限り、国民にとってはまだまだ利用しにくいという現状は変わらないように思えます。是非皆様方のお知恵をお借りしたいと思えます。

(4) 質疑応答

三成議長

どうもありがとうございました。

前回の会議では、弁護士さんが我々に対してどういうふうにアプローチしてきているか、我々が弁護士さんの活動によっていかに恩恵をこうむっているかという話が中心でした。今回は逆に、我々市民が弁護士さん、裁判に対してどのようにアプローチ

していくかという中で一番問題になるお金の問題について、かなり突っ込んだ御説明をいただきました。

何か質問などがございましたら。

越堂委員

弁護士費用保険というのに非常に興味があります。ドイツでは権利保護保険ということで42%、日本では自動車保険で始まってきたとありましたがドイツの権利保護保険の内容について、例えば日本でこれからそういう保険を広めていく場合に、ドイツでの保険の種類が分かれば教えてください。

松森司法改革推進本部副本部長

最初は交通事故の保険から始まったようですけれども、今は、損害賠償、債権、物件の問題、つまり民事関係全部、不動産所有、賃貸借、労働事件、事業活動とあると聞いていますので、ほぼ網羅しているのではないかと思います。

越堂委員

総合保険みたいなものがあるのですか。

瀬川司法改革推進本部市民会議バックアップ部会長

労働事件と不動産、それも賃貸借が中心のようですが、この2つが中心で、あと広げていく範囲として、普通の商事の事件があるようです。

家事のうち、ドイツでは離婚率が高く、保険料が高くなり魅力的な商品が出ないということで、離婚など家事のあたりは取り扱っている会社が余りないそうです。

ドイツは、権利保護保険だけで売っている会社が割とあり、その中でいろんな対象の法律分野の商品を組み合わせで売っているようです。自動車保険に附帯することもできます。逆に、日本では自動車保険に附帯している特約しかありません。

右田委員

今、家事等は比較的少ないというお話でしたが、これは民間の保険会社ですね。日本では低所得者の権利侵害が最も著しいとしますと、小川政亮さんが社会保障に関する権利の保障で、ドイツは件数が日本の何百倍だと書いておられたのが、ああ、そういうことだったのかと理解できたのですが、保険会社がやっているとすれば、そういう社会保障に関するとりわけ公的扶助諸手当、そのあたりの訴訟が多いのは、どういう仕組みになっているのでしょうか。

日本の場合、憲法で保障されているけれども、低所得者というのはほとんど費用が

ないし、公的扶助を受けたくても受けられない。今のホームレス等の問題で、とにかく解雇されて、会社に行ってもだめ、どこに行ってもだめ、弁護士さんのところへ行きたいけれどもお金がない、そういうものを先進諸国ではどういうところでどう保障しているのか。法律扶助ですか。

三成議長

ドイツの場合は、日本のように司法が一元化されておらず、法分野ごとに裁判所が違います。しかも、本人訴訟が結構多くて、ある研究によると、低額の社会保障の裁判は、本人のメモ書きでも裁判所が受け付けてくれるらしいです。そういうかたちで司法へのアクセスがカバーされていて、日本の裁判所とハードルの高さが全然違うということはよく言われています。ですから、労働関係とか社会保障関係の訴訟なども、訴訟の数がかなり多いと言われています。

右田委員

日本でいえば、簡易裁判所の窓口駆け込めば何とかインテークされるという、そういう形ですか。ありがとうございました。

松森司法改革推進本部副本部長

2つ示させてもらいます。労働問題について、大阪府とか国の労働基準局への相談は年間10万件くらいあるようです。そのうち、既に会社と紛争になっているのが3万件くらいあると聞くのですが、弁護士会に労働問題で法律相談に来られる方は年間数百件しかなかったのです。弁護士会へ来ていただくと、30分5,000円くらいちょうだいすることになっていましたので、労働問題の労働者側に限って無料にしましたところ、ちょっと件数が増えているようです。費用の問題が障害になって、行政までは行くけれども、弁護士のところまでは行かないということが1つ言えるかと思えます。

それと、御指摘のように、ドイツでは労働訴訟と行政訴訟の件数が日本の300倍、400倍あります。それは、裁判所が分かれていて出しやすいようになっているということもあるでしょう。弁護士会の中で費用の問題についてきちっとやっている委員会もありませんし、学者の方もまだ少ないですし、行政のほうもまだできていませんので、我々弁護士会も、各国の実情をもっと比較して、なぜ日本は労働や行政の裁判件数が少ないのかを検討しなければいけないと思います。今度の司法改革では、利用しやすくしようということで人を増やすことはしましたが、ほかのところの手当が遅れ

ているということはあると思います。

西村副議長

先ほど医療保険と扶助の話が出ました。普通の日本人にとって保険というと国民皆保険ですが、法律の保険という概念は、基本的には国家がやっている保険ではないですから、受け入れやすいと思います。健康保険というよりも自動車保険に近いという感覚を受けるので、そういうことがあってもいいのかなと思いました。

もしそれが理想的にうまくいって、法律に関するいろんなことをカバーするようになり、そんなに必要なものだったら国民みんながやればいいということで、日本の医療保険みたいな形になるかもしれない。そうなったときには国家の干渉が入ってくる、最高額が決められる、報酬が決められるということになるので、それだけは避けたほうが良いと思います。医者や医療保険のことを間近に見ている職業人の一人として。そういうことには多分ならないと思いますが、保険がどこまでカバーできるか、それが保険会社にとってどれだけうまくあるかというところにかかってくるのではないかと思います。

三木副会長

鋭い本質的な御指摘をいただきました。民事法律扶助は、今、法テラスというところが扱っておりまして、これは法務省傘下になります。ただ、法務省が全部自由にできるというのではなくて、実質の運営は弁護士が中心になって動かしています。そういう仕組みに至った最大の理由は、弁護士業務に国の官僚である法務省の役人さんがあれこれ口出しをしては、弁護士の独立性が失われる、という点です。弁護士というのは国に対しても裁判を起こしたり、民間同士の争いであっても国・政府の価値観でもって介入し、国がその民間の争いに何らかの形で影響を与えるようなことがあってはいけないということで、弁護士の自治独立というのは正にそういうところから発展しているのです。国の予算を入れる以上は、国の監督する機関という意味で法テラスができましたが、運営はできる限り時の政府の影響を受けないようにということで、かなり神経質に制度設計されています。

法律扶助の必要性は高いし、イギリスのようにそこが増えていけばいいのですが、御指摘いただいたように、国の予算が入れば入るほど、その単価について国が関与してくるおそれは他方で大きいという懸念は常にあります。国の予算を入れていくときの制度設計としては、それが一番の課題で、私たちも含め、国民が一番気にかけてい

ただが必要があります。しかし、今の扶助予算はまだまだ余りにも少な過ぎるので、まず増やしていく方向で皆さんの御理解をいただきたい。他方で、国の予算を入れる以上、単価についても国が関与してくるリスクもあるという点を御理解いただきたく思います。

丹羽副会長

法律扶助について、ヨーロッパでは対象層が広く、5割から9割まで扶助の対象にしている、日本は所得の下から2割までということですが、ヨーロッパが5割から9割まで対象にしているというところをもう少し詳しくお願いします。

松森司法改革推進本部副本部長

所得のたくさんある人は、さすがにこの制度は利用しないでいいだろうという考え方があります。スウェーデンは、一番ピーク的时候はこの制度が9割まで使えました。さすがに税金も高いけれども高福祉という国らしいですが、その真ん中で、イギリス、フランスが5割、ドイツが4割です。この意味は、所得層の下から5割ぐらいまではこの制度を利用できるようにしているということです。ところが、日本は2割までを制度設計としていますので、無職の人とかパートタイマー、アルバイトぐらいの所得の人でないと使えないというのが現状です。

丹羽副会長

それは、要するに資力要件のハードルが相当高いという理解でいいですか。

松森司法改革推進本部副本部長

そのとおりです。

丹羽副会長

日本の場合は、国選弁護でも、最近是被疑者の段階から法律扶助が出るようになりましたが、逮捕されてすぐは出ないでしょう？今まで弁護士会が当番でお金を出してやってきたのを、法務省がそれはやらないと言うから、日弁連が我々の会費を集めて法テラスに委託しているわけです。それは国選もそうですし、少年事件もそうです。本来適用されるのが非常に限定されていて、その適用されない部分は弁護士会が金を出している。私がやっている外国人の事件とかオーバーステイの事件とかは、扶助の適用外の事件が多いです。ホームレスの事件のような一番底辺で頑張らないといけないところは、全部弁護士会が金を出して委託事業としてやっているわけです。それも14億とか、すごい額を弁護士会は出しているけれども、これがなぜ本来事業にならな

いのか、この辺はどうですか。

松森司法改革推進本部副本部長

おっしゃるとおりだと思います。私は、それを現象的にとらえるのではなくて、先ほど江戸時代からと申し上げましたけれども、日本社会というのは、権利侵害されて困っている人に対して結構冷たいと思います。

弁護士を利用する人は下手をした人というか、鈍な人というか、そういう見方がないでしょうか。国民が被害にあって裁判とか弁護士とかを必要としたときに、他の人は私らは関係ないというようなところがあったのではないかと感じております。

三成議長

法律扶助の問題というのは我々としても話がしやすいテーマですので、議論を深めたいと思います。まず1つ、弁護士費用の決め方ですが、今は契約で決めるけれども、はっきり言って相対みたいなもので、そういう決め方はどうなのかということです。次に、一応基準みたいな形で報酬表がありますが、これが高いのか安いのか。今まで弁護士さんはずっと安いとおっしゃっていますが、社会的通念に従うと本当に安いのか。我々市民感覚から見て、いや、そうでもない、1割も取るのかという意見もあるかと思いますが、そこら辺りはいかがですか。

右田委員

私のところには、生活問題で、特に母子所帯、失業者の相談がよくあります。実は法テラスも紹介しましたが、最初にかなりお金が要ると。その「かなり」というのは、この額のずっと下のほうだと思いますが、とてもそんなお金は用意できないと。ですから、庶民はやっぱりこれでもしんどいというのが実情だと思います。特に女性の場合、子どもを抱えて、朝4時からパン屋で働いて幾ばくかもらう、でも生活保護は受けたくない、自立しようとしているけれども、自立を阻害していくという状況ですから、もう少し工夫が要ると思います。感覚だけで言えば、これでもまだ庶民は高いと思っているのではないですか。

三木副会長

今、法テラス紹介を受けても、最初にかなりのお金が要するというお話が出ましたが、法テラスで紹介した弁護士に別途お支払いすることはまずありません。それで、最初にお金が要るということは普通考えにくいことです。しかし、後で償還というのがあります。これは、法テラスに後でお金を返していく、これは分割で返していくのです

が、最初に、着手金幾らと法テラスで決めて、それを例えば1万円ずつとか5,000円ずつとか、実情に合わせて返していくことになります。その総額のことをおっしゃって、そんなにたくさん返せないだろうという話なのかなと思いました。しかし、その場合も、生活保護ないしはそれに準ずる収入レベルであれば、当面は償還を猶予しておいて、事件が終了して、相手方等から本人にまとまったお金が入れば、そこから償還して頂いて、そうでないときは、最後に免除をするという手続になっていますので、その辺を十分に御理解いただいたら、そんなに障壁にはならないのかなと思います。

右田委員

それでは、当事者が理解できなかったということかも分かりませんね。理解できないという問題もあると思います。

三成議長

私の知り合いも、無料法律相談を紹介して欲しいと言われます。自治体とか大学で無料法律相談をやっていますので、そういうところをまず教えてくれと言うのです。タダほど高いものはないよと言って紹介しますが、確かに、知識ということに対して安くていいという風潮があると思います。先ほど私がこの値段が妥当ですかと質問したのは、日本では、知識とか技術、スキルというのは安くていいのだという考え方がある。これは医療にもかかわる話だと思いますが、ヨーロッパの場合は、技術、スキルに対する評価はすごく高いですね。訴訟費用もかかる、だから扶助をするというバランスがあると思います。根本的な問題として、スキルとか知識とか技能に対する評価が低いという点が日本にはあるのではないか。弁護士さんが低いとおっしゃるのは、生活できないという意味ではないと思うけれども、やっておられることについての評価としてこれで本当にいいのだろうかと思われているのではないのでしょうか。医療もそうだし、私のように大学の人間もそれを感じますが、いかがですか。

西村副議長

医者技術というのはある程度数値化できます。けれども、弁護士さんの技術は数値化できないということでしたので、そこが根本的な理由だと思います。例えば、盲腸の手術でも、その日に帰れるようにする医者と1週間入院させる医者とは技術的にも全然違います。弁護士さんの料金の話になると、難しさからいうと、右田先生が先ほどからおっしゃっておられるような困っている人たち、お金のない人たちの状況

を国なり自治体なりに認めさせるということは非常に難しいことだと思います。その反面、物すごくおいしい話もあって、1,000万円のお金がかかっている話だと分かっている話だったら、物すごく楽だと思います。それは、弁護士さんの技術とは余り関係なしに、そういう料金設定になっているからですね。だから、三成先生がおっしゃったように、弁護士さんのスキルがお金になってかかってくるような算定方法はないだろうか。そのようなことを役員の方が考えられたら、またその料金体系も違う見方ができると思います。

森本副会長

私の事務所は企業の事件が圧倒的に多いのですが、企業は、顧問弁護士も5～6人いたりしまして、どの先生がどの分野に詳しいかということを知っています。こういう事件はあの先生に頼もうとか、法務部長はよく知っている。それから、企業法務をやっている事務所同士、激しい競争をやっています、事件を1つ失敗すると次から事件が来ないということで、そういう意味では非常に厳しいところに身を置いています。

一方、一般の庶民の方々というのは、生まれて初めて弁護士に会いましたという人たちがいっぱいいます。僕も先程の資料を見て、殆どが安いなと思いますが、債務整理・倒産というところで、過払金の回収で20%、200万円回収して、20%の40万円というのがあり、これは高いと思いました。というのは、あれはコンピューターのプログラムに数字を打ち込んでいったら、過払金が幾らか分かるのです。先輩たちが過払金の訴訟を運動論として始めたけれども、そのおかげで最高裁の判例が固まっています、請求すれば大体お金は払ってくれる。そのような部分がございます、こんな簡単なもので40万円も取ってもいいかと感じる部分はあります。

一般の庶民の皆さんからすると、その弁護士さんが果たして能力があるかどうかというのは評価がしにくい。僕らからすると、あの人は頭もいいし、すごく弁護士として能力があると思っても、お愛想一つ言わないのでなかなかはやらない人と、頼りないことを言っとるなと思うけれども、いつもにこにこしてよくはやっている先生という。一体どこに弁護士の評価というのはあるのだろうか時々悩むところがあります。弁護士の値打ち、評価、サービスのあり方というのは、数値で区別がしにくい。ただ、我々のところでも、もうちょっと早く依頼に来てくれたら、もっといい結果になったのと思うことはよくあります。だから、弁護士の価値を数字であらわすとい

うのは非常に難しいと思います。

西村副議長

数字ではあらかわせないかもしれないけれども、そこで何か基準みたいなものがつくれば。

右田委員

名医リストというものがありますね。市民がつくった名弁護士リスト、そういうものも要るのではないですか。

李委員

在日外国人のケースで、私たちのところによく相談に来られるのは、日本人もしくは在日の人と結婚した韓国人の離婚、それから離婚後の在留資格の問題等です。そういうことで弁護士さんに相談することがあり、私たちの場合は着手金あたりをちょっとまけていただいて、場合によっては裁判等に行くので、費用のことについて私は語る資格はないのではと思いますが、法テラスの問題で、外国の人たちに対しても日本の人と同じような形で可能なのかどうかということを感じます。そのあたりはいかがでしょうか。

丹羽副会長

この民事法律扶助の本来業務というのは合法を前提にしており、在留資格の場合は、合法的在留資格を保持していることが必要になります。ところが、難民申請とか、アンドキュメントで例えば子どもができた、結婚をしたい、在留特別許可の申告をしたいというような場合は、本来業務から外されるのです。そういう場合は、その他7事業といい、日弁連が5億円の予算を出して、委託事業という形で法テラスに委託してやっています。ホームレスもそうですが、一番しんどいところは実は国の本来事業ではなくて、国が予算をつけない、悪く言えば切り離しているのです。そこを弁護士会が何とか頑張ろうとしています。けれども、本来は国にやってもらわなければ困ることなのです。外国籍だから民事法律扶助の対象外というわけではなく、アンドキュメントとか、そういうところが外されるということです。

金子会長

世界を見ても、一定程度の収入以下の人たちは、リーガルエイドというか法律扶助の対象として権利保護をしていく、そして一定収入以上の人たちは、権利保護保険とか何らかの保険の対象として見ていく。日本の場合は、法律扶助の生い立ち自体が、

法律扶助協会という弁護士会が私的にやり始めた制度なのです。その後、公的な形で財団法人になりましたが、弁護士会が自前で一生懸命つくって行って、それを司法改革を契機に国家が法テラスという制度に昇格させた。

しかし、法テラスの制度設計では、対象となる範囲は裁判とか法律相談とかで、コアの部分は物すごく狭かったのです。弁護士会として、それをどうしたらいいのかという話になったときに、弁護士会がコアに入らない部分についてお金をつけて法テラスに委託しようということになったのです。しかし、弁護士会が自分たちのお金をつけるなんて、本来はおかしいのです。

それと、法テラスの対象は刑事と民事がありまして、刑事の被疑者国選事件については国が予算をつけて法テラスがやっていますが、それはある程度重たい事件（法定合議事件）しかやってくれない。そうすると、それ以外のケースが出てくる。それもこれまで当番弁護士ということで弁護士会が自前で一生懸命やってきた制度ですが、それについても弁護士会がわざわざお金をつけて法テラスに委託しています。少年保護付添援助についても、委託しています。刑事被疑者弁護制度と少年付添援助で年間12億円です。日弁連の予算規模が60億円ですから、約3割にあたります。その他に犯罪被害者援助などその他7事業とありますが、それが約3億7,000万円、事務費を入れると約17億円を毎年弁護士会が出しています。いかに日本の法律扶助制度が足りないか。私たちは、予算を増やして、それを本来事業にしてくれと一生懸命言っていますが、お金がないということにならない。国家財政の限度というものがあります。だから、いびつな形になってきているのです。

弁護士会としても大変でして、その財源をどうするかということで、特別会費を、今年度その他7事業についての新たな特別会費（月1,300円）をつくる。またこれまで被疑者弁護援助・少年付添援助の特別会費（月3,100円）を月1,100円値上げして、月4,100円にする。そのような特別会費の徴収をやります。このような弁護士会の制度は、そういうのは制度としてそもそもいびつな話です。弁護士会という私的団体が、何で国家の法律扶助のお金を出しているのか、そのことを皆さんに理解してもらいたいです。

もう一つは、弁護士報酬を議論するときに、昔は報酬規程というのがあり、弁護士会として一応の目安を決めていましたが、平成16年4月弁護士会はこれを廃止しました。司法改革で公正取引委員会から、報酬規程を決めること自体が独禁法違反だ、

報酬規程を廃止しろという話になっていたのです。

今年、私たちが役員になり、マスコミにごあいさつに回ったときに、この報酬問題が話題になりました。私たちとしては、報酬というのはある程度規程として見えるようにしたらいいと思っており、その規程の仕方も幅があるわけですが、それでも公正取引委員会は独禁法違反だとおっしゃるわけです。報酬規程は目安としてあったほうがいいのかなど、皆さんにご意見をお聞きしたいのです。

この報酬規程もあくまでも基準であり、幅があり上限があってそれ以上は取らないというものです。僕が37年前に弁護士になったときに言われたのは、これを見せて、規程ではこうなっていますが3分の2とか半分とかをもらうということでした。それが廃止されてしまったら、力関係になりますから幾らでもいいという話になってきて、先ほど見たパーセンテージになってきたということです。報酬をめぐるさまざまな問題があり、どうしていったらいいのか。私たちとしては、ある程度幅を持った形でオープンにすればいいのではないかと思います。それは独禁法違反だと公正取引委員会は言います。

森本さんが言われたように、債務整理、過払金返還の問題が今さまざまに出ています。債務整理、過払いについて弁護士会は、その部分だけでも報酬基準を復活しようとしています。というのは、過払金の返還を受けた半分ぐらいを弁護士費用で取ってしまうような弁護士さんもいるわけです。それを専門とし、「貧困ビジネス」と言われている人もいますので、弁護士会としては、その債務整理についての基準を規則として決めたい。規則として決めるか決めないかで全然違い、規則の場合、それに違反すると、弁護士会が懲戒できるのです。けれども、単なるガイドラインでは弁護士会は縛りませんので、野放しということになります。問題は公取との交渉です。要するに、2割までというふうに過払いの報酬を決めることが独禁法違反になるかならないか、公正取引委員会と今つばぜり合いをやっているところです。

三成議長

ここで10分ほど休憩します。会長のほうから問題提起的なお話があり、1つはマスコミの話が出ましたので、是非とも後ほど川合委員からお話をいただきたいと思えます。

もう一つ、先ほどのお話は独占の問題というか、消費者問題ともかかわってくると思いますので、西島委員から、それも含めて続けてお話をいただけると話につながっ

ていくんじゃないかと思います。

それでは、休憩させていただきます。

[休 憩]

三成議長

再開します。

岩田企画調査室長

1点だけ補足説明させていただきます。

松森さんのほうから、日本では所得の下から2割までの人しか対象になっていないというお話がありましたが、具体的にどんな基準かということが法テラスのパンフレットにございましたので、そこから抜粋したものをお配りしました。民事法律扶助利用の条件として、資力と資産の2つがあります。

資力については、一定額以下であることとして、原則として夫婦の収入、資産を合算します。離婚の場合には片方だけですけれども、一緒に暮らしているということになれば、原則として配偶者の収入を合算します。まず手取額で決めるということで、月収の目安は、東京と大阪の場合、単身者で20万200円以下、2人家族の場合は27万6,100円以下、3人家族は29万9,200円以下、かつ、家賃、住宅ローンを負担している場合は、その基準に次の限度額の範囲で実額が加算されます。単身者の方が5万円のアパートに入っているとしますと、そのうち4万1,000円をプラスするので、20万200円と4万1,000円の24万1,200円を基準にして、それより以下であればこの扶助が利用できるようになっています。また、3人家族であれば6万6,000円までの家賃を見るので、29万9,200円に足して約36万円ほどの金額以内であれば扶助が受けられます。

それから、資産の要件は、預金とか不動産とかいろいろありますが、現金、預貯金の合計額が次の基準以下ということで、単身者は180万円以下になります。お金は今あるけれども、医療費、教育費に出費する必要がある場合にはそれを引くことになっていますし、また不動産がある場合、自宅についてはそれを資産に評価しないということで、基本的に使える収入が幾らあるかというところで評価をしています。

昔、弁護士会がお金を出すしかなかったときには、生活保護の人しか適用がありませんでした。この法テラスになって国の予算がぎりぎりまでつかまらなくなって、この基準が少しずつ上がってきましたが、まだこの程度にとどまっています。多重債務などの

方々については、こういう基準でやれば適用がある場合が多いので、今は自己破産にしる、債務整理にしる、この扶助制度を利用して整理をしている例が多いということでありませぬ。

三成議長

ありがとうございました。

今の話とは別の資料もいただきましたけれども。

金子会長

これは、日弁連が、提訴手数料をできるだけ低くしたいということで、立法提言しているものです。2枚目の表に諸外国の提訴手数料がどうなっているかという資料がございます。現行制度と諸外国の提訴手数料の比較ということで、韓国は日本と似ていますが、大体が頭打ちになっています。アメリカは一律ですし、フランスはゼロ、お金は要りませぬ。

それから、いかに民事訴訟の提訴手数料が裁判の件数に関係しているかということが、その下の表を見ていただくと分かると思います。明治8年に民事裁判制度は始まりましたが、最初は提訴手数料が要らなかったのです。そうしますと、明治16年には5万2,432件、簡裁は18万、調停は100万件を超える事件がありましたが、明治政府は困りまして、提訴手数料を印紙で納めるようにしたのです。そうしたら、5年ぐらいの間に3分の1になりました。

日弁連としては、提訴手数料の上限を10万円にしたらどうかという提言をしています。これは、政党との朝食会で日弁連から立法提言するための資料でございます。提訴手数料というものがいかに裁判を起こすときの障壁になっているかを示すいい資料だと思いますので、御参考にしてください。

三成議長

ありがとうございました。

では、川合委員のほうからお願いします。

川合委員

先ほど独占禁止法の話が出ており、昔の報酬を見ていると、うまいぐあいに独禁法に引っかからないように工夫してつくられているなという気がします。

カルテルを結んでいることになるのではと言われたときに、さしたる盛り上がりもなく、基準が廃止されてしまったと思いました。私は、こういう目安があるのは非常

にいいことだと思っておりましたが、弁護士会の方々は皆さん自主、独立されているので、こういうときに政治力を発揮するのが苦手なのかな、こんなの簡単に認めちゃっていいのかなというような印象を持って、当時見ておりました。

私はNHKですけれども、例えば新聞の価格は独禁法の特殊指定を受けていて、特別にカルテルを結べることになっていますし、民放さんの広告代も、何時台は15秒で幾らぐらいという緩やかなカルテルが結ばれていると見ていいと思います。それに比べて、ちょっと下手を打ったのかなというのが率直な感想です。一度認めたものを盛り返すというのはなかなか困難ですが、実際問題として、皆さんがこの旧規定を準用、適用されているということは、これが比較的合理的で、かつ分かりやすかったからかなと思います。

あと、公的扶助の話で、イギリスがすごく支出が多いですが、イギリスは、金は出させても口は出させないための仕組みというか担保というのか、そこはどのようにされているのか。それは日本も学べるのではないかと。と言いつつ、先ほどの独禁法の適用をちらつかされたときのように、一枚岩になれずに口を出させてしまう、弁護士の自主、独立が保てずに、法務省とかに攻め込まれてしまっても、それは大きなマイナスですけれども、イギリスでは、何がポイントで、これだけ金は引っ張ってくるけれども口は出させないという仕組みにしているのかというところが非常に興味があります。

三成議長

続いて西島委員のほうからお願いいたします。

西島委員

独禁法の件は、消費者の立場から考えると、こういったもので例えば何人かに消費者が頼んで相見積もりということもなかなか考えにくいような気がします。もともと幾らぐらいかがよく分からないというのが大体の消費者の感覚ですので、そういう意味では、参考になる数字があるというのは逆にすごくいいことだなと思います。ですから、独禁法違反というのはもう一つしっくり来ない感じがします。

ここに来る前に事務所でいろいろ議論していたのですが、事件の手間というか、労力というか、弁護士の方々の能力と料金が見合っていないことがあるような気がします。その辺がもう少し分かりやすいものがあると、なおさらありがたいなというのを言っておりました。

前の規程に幾つか、「事件の経済的な利益の額が」という書き方がありますが消費者の側からすると、その「経済的利益」というのがしっくりしない、もともと自分のものであったものが、被害を受けてやられたというその金額が基礎になるのはどうもしっくり来ない、という意見がありました。

裁判をすることによって得るもの、利益が出るものであれば、その何%というのは分かるけれども、何らかの被害を受けたときにそれが基礎になるというのは、ちょっとどうなのかなという感覚が消費者のところではあります。

三成議長

ありがとうございます。応援というか、もうちょっと頑張れという意見だったと思いますが、いかがですか。

松森司法改革推進本部副本部長

最初に、従前の報酬規程を弁護士会が廃止したいきさつですが、当時の規制緩和という考え方の影響が強いように思います。国の規制改革推進計画というのが何年か置きにつくりかえられていたのですが、2001年（平成13年）の規制改革推進3カ年計画の中で、この弁護士会の報酬規程の削除というのが早々と決められてしまったのです。同じ年に、公正取引委員会がそれに合わせるように弁護士の報酬規程は独禁法違反になるという見解を発表しました。私は、当時、公正取引委員会が大阪の意見を聞きたいと言って来られたときに対応した委員の1人で、反対意見を述べましたが、当時は規制緩和の考え方が大変強かったように思います。どれだけ激しかったかといいますと、当時は資格制度をなくせという意見までありました。弁護士でないと裁判とか法律相談ができないという必要はない、司法書士や行政書士も全てそういうふうにしたらいんだという、これは昔から何十年かに1回出てくる議論のようですが、そういう話がありました。ただ、弊害のほうが大きいということで弁護士会が猛烈に反対し、そここのところは食いとめたのです。しかし、報酬規程については、ここからは私の個人的な意見ですが、もともとが余り拘束力のあるものではなく、標準ということでしかつくっていませんでした。今回の改正では、各法律事務所ごとに基準を設けるということにして、大体従前の報酬規程のとおりにやっています。2年前に弁護士会で調査したときも、8割ぐらいの法律事務所が、従前の規程を少し変えたぐらいでやっていました。ですから、このあたりが目安になって今運営されているということはそう変わらないかと思います。

ただ、先ほどお話が出たように、多重債務で少しあこぎに取る方がおられ、あるいは法律相談は一律に決めておいたほうがいいのではないかと、まだまだ今後修正していく必要があると思いました。

西島さんのほうから、消費者問題における経済的利益という御指摘をいただきました。直接のお答えにはならないかもしれませんが、消費者問題というのは、数万円からせいぜい数十万円までの争いが多いと思います。これを弁護士が1つの裁判にしようと思いますと、なかなかペイしません。

そこで各国ではどうしているかという、集団訴訟を認めているわけです。日本も今、集団訴訟がようやく検討されています。集団訴訟でたくさんの被害者の方をまとめて裁判に乗せることができるようになれば、悪徳企業、ボロもうけした企業から不当な利益を出させることができるということで、方向としてはそういうことがあります。

もう一つは、少額訴訟という手続が前の民事訴訟法の改正でできています。これはどの国にもありまして、数十万円までの訴訟については、弁護士などの専門家に頼むと費用がかかりますので、本人で裁判がしやすいようにということでつくられた制度です。このようにいろいろ工夫はされているのですが、まだ決して十分ではありません。

三成議長

ありがとうございました。

補足はよろしいですか。

金子会長

弁護士の費用として2つの考え方があると思います。1つは着手金と弁護士報酬制度、もう一つはタイムチャージ制度、要するに弁護士がかけた時間を基準としてお金を請求できるという考え方です。

私たちの考え方からすると、タイムチャージがいいだろうと思います。なぜかというと、この事件にこれだけの時間を私たちは使いました、だからこれだけの報酬をくださいと言えるからです。しかし、それは勝とうと負けようと全く関係なく請求することになりますし、依頼者から見ると、時間の予測がつかないということになります。

日本が弁護士制度を入れたときに、アメリカ的に着手金と報酬制度という形をとったのは、着手金というのは着手するための実費的なものですから、勝ったときにその

報酬としてこれだけもらいます、負けたらそれは請求しませんという一つの制度だったわけです。

だから、それぞれの裁判を遂行していった目的を達するときどちらがいいのかと言われたら、何とも言いようがない。けれども、私たちがいいと思うのはタイムチャージだろうと思います。

例えば、何億の事件でも全く手間のかからない事件はあると思います。一方、大した金額でなくても、弁護士の中には、一生懸命離婚事件とかDV事件とかをやっていて、そういうことで苦勞している事件もあるのです。だから、事件の種類によっても違います。制度ですから、悩ましいところはありますが、そういうこともあるということだけ認識してください。

上原副会長

イギリスの扶助がどう維持されているかというお話がありました。私は数年前にアメリカのワシントンに行きまして、国選弁護士事務所（public defender）の方にいろいろお話を聞かせてもらいました。そこは州の予算措置を得ていまして、州にかなり多額の予算請求をするわけです。所長さんが行くわけですが、州の方は、そこで適正な予算額を決めるわけです。説明してくれた弁護士によると、州はお金は出すけれども口は一切出さないと書いていました。それが法的な担保なのか、制度的な担保なのかというのは聞けませんでした。その国選弁護士事務所は、警察とか検察に関するすごいデータベースを持っています。あの警察はこのところでこういうことを言ったとか、この前あそこの調べのときに殴ったというようなデータベースがあって、その関係の人が出てきたらそれを使うそうです。

その弁護士事務所には弁護士が200人か300人ぐらいいて、模擬法廷も2つぐらいあって、そこで常にトライアルの練習をしていると言っていました。それは全部国の予算なのです。ということは、民主主義の成熟度の違いじゃないかと思うのです。その国もしくは州が、自分のところの国民なり州民に対して適切な弁護を受けさせることに対して当然税金を使うのだという認識があって、それが当たり前になっている。リーガルエイドのところも見に行きましたが、そこもちゃんとそれなりの予算を獲得しておられて、一般の市民が、自分がどういうことで悩んでいるのかということコンピューター上でQ&Aをやっていくと、これはこうなさいという答えが出るという無料のシステムもつくっていました。ですから、国民の社会の中に司法と

か裁判というものがどれだけ根づいているか、逆に言うと、国がそれに対してどれだけお金を出すかというのは、民主主義の成熟度のような気がしました。

高橋副会長

タイムチャージというのはある意味合理的なのかもしれませんし、弁護士にとっては、都合のいいというか、労働の対価になる制度だと思います。

しかし、これもちょっとした矛盾を含んでいまして、例えば先ほど盲腸の手術の例がありました。盲腸の手術を1時間でできる人よりも5時間でできる人の方が報酬が高い、5時間かかってしまう人の方が、はっきり言えば、とろいやつのほうが高いというある種矛盾を含む制度という面があります。もちろん、一般には1時間でできる有能な弁護士のフィーのほうが高く設定されているという面でそこはカバーされているわけですが、無能であったり、ビギナーであったりする人のほうが高くなってしまいがちであるという面もあります。

それから、今は能力のことを問題にしましたが、タイムチャージにすると、このことについてもっと文献を調べたり人を使ったりしたらいいなと思っても、こんなにお金をかけるのは悪いなと思ったりするということをおっしゃられた方もいます。彼は誠実なほうだろうと思いますが、そのあたりに少し矛盾というか、ジレンマがあるのかなと思います。

この作業については幾ら、この作業については幾らということができればいいのかなと思う面もありますし、弁護士の仕事の中でそういった面がないわけではないと思いますが、多くの場合にそれはなかなかできないというのが実感です。

もう一点、アメリカもすべての例がタイムチャージであるというわけではなくて、損害賠償請求などの場合は、日本と同じように着手金と報酬という制度になります。ただ、アメリカは、contingency fee という言い方をするそうですが、全面報酬制というものがあります。着手金は本当に調査費用だけで、そのかわりその報酬4割とか3割とか、割と青天井に近い感じで請求するというのも決して珍しくはない。ただ、日本でもこの方法が、以前はだめでしたけれども、今は自由化になってからこれでもできるようになったということです。

瀬川司法改革推進本部市民会議バックアップ部会長

イギリスのことについてお問い合わせがありました。イギリスの法律扶助は、当初80%ぐらいの世帯を対象にしていたのですが、やはり財政の関係で、ここ20年ぐら

いで、支出といえますか、対象額と財政適合基準、要するに資力基準が引き上げられた関係で、2009年では36%ぐらいの世帯が対象になっているというのが、ジャクソンさんという裁判官の報告で出ていました。イギリスのいいときのことをお話しされていましたが、法律扶助に関しては後退しているようです。事件の対象も、民事の不法行為事件を外している、要するに損害賠償を外したということで、対象事件もがさっと減ってしまっていて、その関係で権利保護保険のほうに比重が置かれるようになっていくということです。ただ、減ってはいますが、資料97の金額は大体そのとおりでして、事件とか対象の世帯は減っているにもかかわらず、2,000億円ぐらいは出ているということです。

金子会長

イギリスの弁護士会というのは二層分化してきました。1つは、本当にビジネスばかりやっている、お金をもうけるビジネスローヤーの弁護士さんと、法律扶助や権利保護保険など保険でカバーできる事件ばかりやっている一般の弁護士たちです。法律扶助がどんどん縮小されていきますと、弁護士の収入が減ってきますから、弁護士がデモなどさまざまなことをやりましたが、弁護士会の中でビジネスローヤーと一般の弁護士に二極分化しまして、結局弁護士会の自治権はなくなりました。イギリスの弁護士会は自治権はありません。弁護士自治というものがなくなってしまって、今は国家の監督下に置かれています。これは余りいい形ではない状況になっています。

森本副会長

私は国際委員会担当なので、少し補足しますと、もともとイギリスは「ゆりかごから墓場まで」と言われるぐらい高福祉で有名でしたが、サッチャーの時代から福祉を切っていくと思っています。以前は、弁護士は国に請求すれば弁護士費用の支払いが認められたのですが、それには必ず反動が出るのです。自治権を失った理由の1つに、不正請求が蔓延して、世の中が、俺らの税金で弁護士にこんないい思いをさせておいていいのかという批判がわき上がったということがあります。

もう一つ、東京には弁護士が400人とか500人所属している立派な事務所がありまして、すごい大きいなと思いますが、世界的に見るとベスト100にも入らない規模です。世界的な法律事務所はアメリカとロンドンに多くて、彼らのタイムチャージは、平均的にいうと時間8万円ぐらいです。そのようにロンドンのビジネスローヤーは非常に高く、ストリートローヤーとの差が非常に開いてしまったということがありま

す。そのビジネスローヤーから見ると、弁護士会の規制というのは、さまざまな意味で自分たちの手足を縛るものだという思いがあるものですから、そこでの階層分化が生じて、結局弁護士自治を失ってしまったということです。

私が思ったのは、法律扶助に余り寄りかかるのも怖いなど。国民がお金を払わずにリーガルサービスを受けられるということに余りなれてしまうと、やっぱりよろしくないのかなと思う部分もあります。法律扶助というのは、所得の低い人たち、あるいは弁護士に頼みたいけれども自分の経済的理由から頼めない人たち、そこをエイドするという補助的なものでないと、7割ぐらいの人が頼んでいた、あるいはほとんどの人がオーケーだということになってくると、しかも弁護士が要求したものがそのまま払われるということになってくると、そこに不正が生まれてきて、国民は税金については厳しく見ますから、結局は弁護士自体が窮地に追い込まれる。しかし、国民は自分のお金を払うという習慣がないものですから、国の費用を払ってくれないなら裁判はやめますということになってしまいかねないという感じがいたしました。

三成議長

イギリスの話で私が感じるのは、確かにサッチャーのときに予算が減らされてきて、社会福祉とか大学もそうですけれども、それに比べたら減ってないのですね。正直、これが私は意外でした。逆に言うと、なぜここを守ろうとしたのか。さっき、自治権が弱くなっていったという会長さんの話があったにもかかわらず、むしろこの部分については社会的に保障されている。多少なりとも下がっているとはいえ、その点、イギリスのサッチャーリズム以降の流れを見たときに、ちょっと意外でした。これこそなぜなのだろうと逆に思いました。

それから、タイムチャージの問題ですが、例えばお医者さんをタイムチャージ制になんていう議論は出てきますかね。タイムチャージというのは、本当に商売している世界の話であって、タイムチャージ制についてはなるほどと思ったときもあります。考えてみるとなんか変な話で、お医者さんをタイムチャージ制にされたらかなわないなと思ったのですが。

西村副議長

それと関連して、医者の世界で、タイムチャージ制ではないですが、まるめ制と言って、1つの病気を治すのに幾らというのが導入されています。医師会はかなり反対しましたが、それが導入されています。しかし、医師会には悪いですが、そのために

医者の技量が物すごく問われるようになりました。

例えば、私は産婦人科の医者ですが、子宮筋腫の手術をしたら、かつては2週間ほど入院していました。最近は1週間もかからずに、場合によっては4日か5日で帰れます。そのように、規制をすることによって技術が進歩するという面もあります。一概には言えないけれども、ある程度の能力がなければできない、また時間をかけたらそれだけ病院が損になるというシステムができたら、また技術が進歩すると思います。ただ、そこは医者の業界と弁護士さんの業界と多少違うので、同じような比較はしませんが、一つの規制ができると、それを乗り越えるための技術が進歩するというサイクルはあるのではないかという気がします。

丹羽副会長

私は、例えば戦後補償裁判とか在日高齢者無年金の裁判とかをやりましたが、これは勝訴の可能性はしんどいわけです。制度そのものや国籍条項、立法化の問題も絡めてやらなければいけない。アメリカでは公民権裁判というのがあって、連続して負けて、最後に大衆運動の中で立法化に導いた。そういうことが分かった上で、法制度を変えなければいけないという思いでやっているわけですが、そこでは成功報酬なんて殆どありません。着手金もゼロですから、ボランティアで頑張らないといかんとなるわけです。そこで、支援団体も含めて、少しでもカンパを募って、弁護士費用を実費だけでもいいから集めてくださいということでやるわけです。そういう趣旨の裁判は、成功報酬は殆ど念頭に置いていないわけで、そののところをどうするか。

もう一つは、提訴手数料の問題で、在日高齢者無年金でもそうですが、普通、在日一世はお金がなくてしんどいから、訴訟救助になるのです。裁判所に書類を書いて、とりあえず猶予してくださいと。ところが、裁判で負けたら、全部払わないといけないのです。それで一審から高裁、最高裁まで行くと、だんだん手数料が上がってきますが、最後は強制執行まで来るのです。これらの裁判は憲法論とか国際人権法で頑張らないといけない裁判ですが、裁判所は一世のところ強制執行に来るのです。それで私は大変な思いをしましたが、訴訟救助は、訴訟で負けたら金を取るという制度で、しかも結構高いのです。もちろん訴額によりますけれども、やっぱり構造的におかしい。人権闘争とか裁判で頑張ろうというときには、そういう壁が物すごくあり、大変だと思っています。

李委員

そのとおりだと思いますね。私らにとっては、指紋押捺の問題にしても、1980年代には50件ぐらいの裁判が行われましたが、勝てた裁判は一つもありません。基本的に、外国人に対して国益を守るというところでの裁判所の判断みたいなものが非常に大きいですね。そういうところで、先ほどおっしゃった意味での民主主義の成熟へのプロセスみたいなところの予算、そういうものがどこかで出てこないかと思います。弁護士会で法テラスに会費の3分の1ぐらいを出しておられるということで、非常に心強く思うわけですが、私はそういうものを聞きながら、民主主義のプロセス、成熟度のプロセスみたいなものを感じるころはあります。

岩田企画調査室長

私は中国の残留孤児の国家賠償の裁判を今から7年ぐらい前からやっていますが、3,300万円の請求をしましたので、提訴手数料として12万円の印紙を貼らないといけないのです。全部訴訟救助を受けて、印紙手数料を払わずに裁判を続けました。ところが、裁判2年目に大阪地裁で全面敗訴しまして、それで高裁に控訴しました。これもまた猶予していただいてやっていましたが、全国15地裁で2,000人が裁判を起こしまして、みんな印紙は猶予でやっていました。結局、訴訟は全部負けているのですが、最終的に解決するとき、この印紙はどうなるんだということになりました。大阪だけでも、敗訴が確定すると1,200万円を払わないといけない、取下げをしても払わないといけないということで、どうなるのかと思ったら、最後は厚生労働省も知恵を出して、この中国残留孤児裁判の訴訟の訴訟手数料を免除する法律を生活支援法の中で特別につくって、それで免除してもらったということがありました。

しかし、最初提訴するときに、「この印紙はどうなるのですか」と孤児の方に聞かれて、答えにくかったです。「今は払わなくていいです」「そうすると、いつか払うのですか」ということで、裁判に立ち上がるについては辞退する人が出てきました。

「何とかありますよ」と言って提訴しましたが、本当は何とかなるめども全然ないままやって、最後は本当にとれなかったらどうしようかということがありました。そういう残留孤児の人にとってもすごい大きな壁があったという経験があります。

丹羽副会長

国民年金の問題で、在日朝鮮人の高齢者無年金の関係でいくと、日本人とか中国残留孤児、沖縄復帰後の沖縄、それから拉致家族の問題、これらは全部特別立法で解決するのですが、外国籍のままでは全く出ないのです。だから、在日の問題では、特別

法はつくられていません。唯一、弔慰金法という見舞金法が戦後賠償でできましたけれども、もう一つ壁があるということです。

三成議長

かなりシビアな問題で、わが国のレベルの低さは嫌になってきますが、弁護士さんが頑張れば頑張るほど弁護士さんに負担がいて、国は、弁護士さんがやっているからもういいじゃないかと言ひ、国民も、やってくれているからと甘えているところがある。デフレスパイラルじゃないけれども、どこかで断ち切らないといけないのでしょうね。我々としてアイデアとして何かないでしょうか。

西村副議長

結局、文化の成熟度、政治の成熟度、それに期するしかないのではないですか。規則を細かくつくったら運用が難しくなるし、運用だけでやったら違反した者を罰せられないしというジレンマがあります。それを解決するのは国というと大げさですが、地域の人権を守るという意識がお金を出す側でない限り、なかなか難しいと思います。私自身は、規則はできるだけ少ない方がよく、少ない規則をどうやって運用するかというのが非常に理想的だと思います。文化と政治の成熟度に左右されるという気はしています。

越堂委員

私には初めてのことが多くて、法テラスのことも今日初めて知りました。

私は、自分のNGOのボランティア活動をやっている中で一番大きなことは、マスコミの方たちへPRしてきたことです。住友メーカーの裁判とか、私たちが国連で訴えてきたことが勧告になって、また国会議員にも言っていますよということをテレビや新聞で載せてくださった。PRだと思うのです。私らのように、女性の地位向上ということで裁判のことをしてきた人間でも、法テラスとか民事扶助制度のことを知らなくて、殆どの人が、弁護士のところへ行ったら高くつくというのが一般的な感覚なのです。民事法律扶助予算が多いと悪徳の弁護士が来るとかおっしゃったけれども、まだ来るほどの状態になってないのです。私たちは、海外との比較をしますが、イギリスはこれだけ進んでいる、ドイツはこれだけ進んでいる、どうして日本はこれなのかカナダに行ってもイギリスに行っても、みんな大人の民主主義なのに、日本は、赤ちゃんの民主主義だなということをずっと感じながら来ています。だけれども、少しずつでも変えてこられたのは、マスコミの方々の力があったからです。

民事法律扶助とか保険のことも含めて、海外と日本の違いですね。イギリスのカンブリア州では、公務労働者を中心とした労組、ユニソンで、5,000人の看護婦さんの裁判で勝ったということが4月に発表されましたが、43億円のバックペイをとっているのです。それは労働組合の強いバックアップもあるのでしょうけれども、私たちは、そんなことができるのは同一価値労働同一賃金と労働組合がしっかりしていて、職務評価ができているからだと宣伝しています。いつか分からないけれども、そんな夢を持ちながらずっとPRしているのです。NHKさん、こちらの分も、そんな形で特集を組んでくださいよ。裁判したら、「いや、あの人、裁判してはるわ」という世論のこともあるけれども、まずお金がないから裁判に行きにくい。日本ではどうして裁判が起こしにくいのか、是非マスコミのほうでPRよろしくをお願いします。

川合委員

私の一存では決めがたいところもあるのですが、イギリスが予想外にひどいことになっているということを初めて知りました。今おっしゃったように、法テラスの収入の制限はもうちょっと幅を広げてもいいのかなと思います。その財源はどこから持ってくるのか、じゃ消費税10%だとか、そういう話にすぐなりかねない点もありますが、ただ、法テラスはもうちょっときちっとさらに利用しやすい金額設定になっていかないといけないのかなと。4人家族で30万円というのは相当苦しいですが、例えば4人家族で40万円でもやっぱり苦しいと思います。そういう方々が困ったときに泣き寝入りしなくするために法テラスが生まれたと思うので、これは是非ともと思います。

右田委員

自立を保障するための経済的な保障とかナショナルミニマムとして何かとか、そういう話の中に、どうしても日本の発想では横のつながりが落ちていきます。福祉分野と法律の分野は近いにもかかわらず、第一線の仕事の場でも両者は充分連携していません。最近、弁護士会のご協力を得て、大阪市域でやっと約50人の市民後見人が家裁から認められました。これは明らかに横のつながりを示したといえます。

地域でというお話が出ました。それはサッチャー政権下以降、非常にグローバルな分野で国家責任を地域、地方におろしていくという政策動向につながっています。近年わが国でも地域を強調していますが、責任回避セットで自立概念が入ってきているわけです。その一方的な国策としての地域政策があるけれども、権利の主体としての

人間への認識が欠けています。もう一度、人間と社会との関係をどう見るか、そして個人の権利をどう見るかということと、横のシステムをどういうふうにつないでいくかが大変重要です。

それと、大阪市、大阪府の教育委員会に、分かりやすく納得できる法律読本を――既におつくりになっていたのではありませんか。それを、なぜ自立に関係して権利ということが必要なのかという、切り口を工夫した手引書が要るのではないかと。シンポジウムや手引書による法意識・啓発を提案します。法律、人権が「自分たちのもの」と受けとめる方向での企画をと考えます。

それから、イギリスがなぜ依然として増えているのかというお話がありました。これは公的扶助の分野で、詐欺罪はすぐ手を打たれますね。この点日本は未だゆるやかです。私の知る限りではそういうことも具体的に動いているのではないかと思います。

三成議長

市民社会といいますか、横のつながりという意味では、西島先生、NPOがその一役を担われていると思いますが、その点の問題としてアドバイスみたいなものはありますか。

西島委員

消費者被害というと高齢者、それから若年といいますか、高校生、大学生がターゲットになっていることが非常に多いです。高校生、大学生のところは、学校教育の場で消費者教育を広げていくということがあると思います。高齢者のところは、周りの見守る人も含めた教育の機会だとか、特に福祉の地域のネットワークというのは結構でき上がっていると思っているので、そこに消費者被害のことも入れてもらいたいなと思ったりもします。

私は地元で自治会のこともやっていますが、行政の方が何かやろうというときは、福祉のことで見守り活動とかを地域でやっておられるのですが、そうではなくて消費者被害のこともやってくれというふうに上からかぶさってくるのです。そうすると、また別にそういう役割の人をつくらないといけないのかなと思いますが、そうではなくて、同じ人が福祉のこともやるし、消費者被害のこともやるしということもできるわけで、そういう場に、例えば弁護士の制度がどうなのか、何か事が起こったときに法律はどんなふうに関係してくるのかというような、今日、私、資料を見せ

ていただいて非常に分かりやすいと思いましたが、こういうツールだとか機会をつくっていただくのが一番いいなと思います。今日の議論だけでもかなり深まったと私は思いますので、こういう機会をつくっていただくと、扶助制度の役割だとか、弁護士報酬というのはどういうふうに考えたらいいのかというのが、市民もかなり理解できるのではないかなと思いました。

岩田企画調査室長

報酬問題から離れてはいますけれども、今のは非常に大事なことだと思います。右田さんのおっしゃった連携といいますか、社会的弱者の諸問題が出てきたときの連携について、1つ、始まっている取り組みがあります。全国では、弁護士のいないところに法テラスが事務所をつくって法テラスのスタッフ弁護士を派遣しています。例えば、佐渡にスタッフ弁護士が行ったときには、佐渡の市役所の中に法律事務所をつくって、そこに来るお年寄りとかいろんな方の消費者事件を扱う中で、実はこの人は自立ができてなくて福祉が必要だということになれば、その弁護士が市役所の生活相談のところにつないで生活保護を受けさせていくというように、スタッフ弁護士がいろんな連携を果たします。これは非常に画期的な取り組みで、今、全国で、スタッフ弁護士がそういう知識を身につけて、つなぐという役割を果たし始めているのです。役所の方も、スタッフ弁護士という少し公的な色彩を負った弁護士を頼りにしているので、そういう形で社会的弱者の分野については役割を果たしていくということもあると思います。今はまだ全国で200人程度ですが、今後ひょっとしたらそういうものが大きな役割を担っていくかもしれませんし、それよりも弁護士会の力で大きくカバーするほうがいいという議論になるかもしれませんが、そんな取り組みが始まっています。

三成議長

それとの関連で私が前から気になっているのは、確かに裁判という面では日本は非常に問題がありますが、ADRなどの裁判外の組織で、民間なり公共的な機関なり、NPO、NGOもそうなのかもしれないですけれども、そういうサポートのシステムに弁護士さんがどういう形でかかわってこられているのか、あるいはそういうものが日本の場合、機能として期待できるのかどうか。例えば、労働事件などでも、今までのように労働委員会だけでなく労働審判の制度ができましたが、労働委員会ができないことを別な形で処理していくというのはどういうふうに見ておられるのか、そこ

ら辺りはどうですか。

三木副会長

ADRの絡みでいきますと、ADR法ができて、今、全国的には裁判外紛争処理機関がかなり増えています。

大阪弁護士会では、以前に民事紛争処理センターというADRをつくって動かしていましたがそれを発展的に解消しまして、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、社団法人大阪府不動産鑑定士協会、大阪府行政書士会、社団法人大阪府宅地建物取引業協会などの士業団体が集まって、公益社団法人総合紛争解決センターというADRをつくりました。日本公認会計士協会近畿会、大阪府社会保険労務士会、近畿税理士会、社団法人大阪府建築士会や地方自治体や消費者団体も協力してくれています。残念ながら医師会には入っていただいているのですが、医事紛争も取り扱っておりまして、件数はどんどん増えている状態です。

では、なぜそれを弁護士会も含めて士業団体が集ってやるのかということについては、単独の団体だけではどうしても扱うことが一分野に片寄りがちであって、各団体間の境界事案や、それぞれの専門分野を横断するような案件の処理には困難さをきたします。こういった点をクリアし、総合的な紛争解決機能を持つ必要があったためです。また、裁判だけでは解決しにくい事件を掘り起こす裁判になじまない事件をそこで引き受けることによって、全体的な権利の救済といえますか、法の支配が本来及ばないといけない、法律で解決しないといけない部分で放置されていた部分を、きちっと法のルールにのっとって解決するということが、範囲を広げることによりかなり寄与しているという気がしています。

ただ、全国的には大阪でしかそういう形態での紛争処理はできていなくて、弁護士が中心でやっているのはたくさん生まれてきてはおりますが、これからどんどん増えていく必要性はあると思います。

総合紛争解決センターはこの大阪弁護士会館の1階に設けていまして、事務局機能を大阪弁護士会が引き受けています。

医師会さんにも声をかけましたが、医師会は医師会独自に医事紛争処理委員会というものを設けていて、それで十分だと言われました。私どもの目から見ると、医師会が運営している医事紛争処理機関では、中立だとは患者側のほうは感じないのではないかと感じていまして、参加をお勧めしている状態です。

上原副会長

弁理士会もこの総合紛争解決センターには入っていません。弁理士会については、日本弁理士会と日本弁護士連合会とが知財仲裁センターというのを立ち上げておりまして、その近畿支部というのがあり、費用が高いとか使い勝手が悪いのですが、実はこの総合紛争解決センターには、知財の案件も結構来ています。しかも、大阪府下だけではなくて、九州の久留米の会社がこの紛争解決センターに仲裁を求めて来ていたこともあります。そのときには、もちろん知財に強い弁護士が入りますが、三者でやりますので行政書士さんが入ってくるとか、いびつな形になっているのは事実です。呼びかけてはいますが、なかなか入っていただけないので、将来は入っていただけたらありがたいと思います。

いずれにしても、この大阪の総合紛争解決センターというのは、大阪地域だけではなくて全日本的に知られているようでして、結構いろんなところから来られています。

小寺副会長

紛争解決の手續には重たい手續と軽い手續がありまして、ADRというのは裁判外の紛争処理ということで軽い手續になります。裁判所の中には、調停という手續と普通の裁判の手續があり、調停については、大阪が始めたのですが、建築紛争の専門のこともやっています。調停のADRのガリバーみたいな形で裁判所は思っているようですが、あと、普通の裁判でも、福岡のほうではトラック制度というのができまして、訴え提起があると、その中で当事者から話を聞いて、調停でやっていかということを知っています。

森本副会長

外へ1回出すのです。これはモデルが労働審判ですけれども、外へ出してその間に話ができるかどうかを見る。もしできなかつたら、またもう一回裁判へ戻すというやり方です。

松森司法改革推進本部副本部長

ADRは利点もあるが、問題点もあるように思います。裁判所以外に紛争解決の処理機関があるほうが、選択肢が広がるという点ではユーザーにとっては好ましいと言えますので、弁護士会としては、弁護士会自らがそういうものも用意して頑張っています。しかし、従前の日本のADRは、業界の方がつくっておられるようなものがあ

ったりして、必ずしも中立とか公正とは言いにくいところがあり、そういう点で使いにくかった。自動車事故については損害保険会社と協定して、弁護士がその仲裁委員をやるということで、これは結構機能していますが、日本の大都市しかないのです。余り広げると損害保険会社の負担の問題があるのか、広がらないのです。

日本の場合、調停——これは裁判外というよりは裁判所内の紛争処理機関ですが、裁判所も熱心ですし、弁護士も使い勝手がいい、国民の方も安心できるということで、大きくなってきています。しかし、学者は、これも結局は裁判所に行かないように調停に力を入れている面が否めないとおっしゃいます。

最近、裁判所は民事事件が増え、過払金の事件が増えているのですけれども、裁判所の負担軽減の発想に立ちますと振り分けをして、調停とかADRとかにできるだけ行ってもらって、裁判はできるだけ少なくしてほしいという発想になります。10年前の司法改革のときに、お金の面を指摘される人は、できるだけADRを活用しよう、日本の司法はそんなに大きくする必要はないという意見だったのですが、日本の場合は人も予算も余りに小さいのです。アメリカの場合は、訴訟もすごく多くて、ADRを利用しようというふうに社会的に変わっていきましたが、日本の場合は、まだまだ司法の整備が要る、それに並行してADRもというところを心がける必要があると思います。

森本副会長

純粹にADRと言えるかどうか分かりませんが、最近の裁判の手續の中で画期的に成功したのが、労働審判だと言われています。これは原則3回で終わります。もともと労働審判は証人尋問などはやらないものですから、重たい手續ではないのですが、残業代の未払いとか軽い紛争にだけ使われる手續かなと思っていたら、最近では労働事件なら何でもありで来るということで、しかもそれが3回でほとんど和解しているということで、かなりの形で成功しています。

実は労働審判を受けた側の弁護士から言うと、普通、被告側というのは、原告側の資料を全部見た後で反論していくのですが、この労働審判では第1回に被告側でも全部資料を出さないといけないということで、会社側は物すごく大変です。しかし、その分、全部第1回目に出るものですから、裁判所は2回目には和解案を出してくる、あるいは1回目に両方を見て、この辺でどうですか、検討してきてくださいという話が出てくるということで、弁護士には非常にハードですけれども、すごく解決が早く

なったと言われています。しかも、非常によく和解で落ちているということで、先ほど西村先生がおっしゃいましたが、制度を変えることによって効率が上がったというのはそういうところに見られると思います。それをADRと言っていいのかどうか分かりませんが、似たような種類のものとして、非常に成功例だと思います。

高橋副会長

私はADRというのは概して使いやすい制度だと思います。

ただ、例えば建築瑕疵紛争の場合、裁判を起こして鑑定をとったら何十万か何百万かかかるものが、調停委員に専門の方が入っていただくと、事実上ただでやっていただけるという面があります。不動産の場合もしかりです。地裁との協議では、さすがに株価の鑑定という難しい場合には別途お金を払うということも若干聞きましたが、本来裁判になればかかるお金が、ADRを使うことによって節約できるという面があるのかなと思います。

これがいいことか悪いことか、ちょっと分からない面があります。ユーザーのほうからしますと安くできますが、見方を変えると、知的な機能にお金を払わないということを増長しているのではないかと思うこともあります。

三成議長

ありがとうございました。

次もありますので、そのときにまた改めて議論してもいいテーマだと思います。

(5) 次回テーマ決定の件

丹羽副会長

次回のテーマとして御提案をさせていただきたいのは、子どもと女性の視点から見た貧困問題というテーマで、これを重点に置いて御審議いただきたいと思います。当弁護士会も貧困・生活再建問題対策本部というのを9月に立ち上げまして、設立記念シンポジウムをやりました。生活再建、あるいはまた貧困に関して、特に女性と子どもというのを中心にさせていただきたい。先ほど母子家庭の話がありましたけれども、相対的貧困率からいきますと66%という母子家庭の実態がありますし、収入から税金など取られるものを引いて、さらに国の給付政策を行って、逆に貧困率が高くなるという構造的な問題もあります。弁護士会に何ができるか、何をすべきなのか、是非とも御意見をいただきたいと思います。

三成議長

今回の法律扶助につながる話で議論もしやすいと思いますので、個人的にはいいテーマだと思います。

ほかに委員の方から、こういうテーマをつけ加えたらということがありますでしょうか。

(発言者なし)

それでは、弁護士会の方でご検討いただいて、またご連絡いただきたいと思います。

(6) 次回会議日程の件

第3回(通算第19回)市民会議は、平成23年2月14日午後2時から5時までと決定した。

5 閉会

金子会長

10年前に始まりました司法改革では、社会の隅々まで法の支配をとということで、法律家がさまざまところへ出ていくということには一応なりましたが、制度として未整備不十分なところがたくさんあります。今日出てきたところもそうです。そういうものを、第二次司法改革ということでこれからやっていかなきゃいけないと考えています。今年の日弁連の宇都宮会長は、市民の目線での第二次司法改革をと言っておりますが、私たち法律家の目ではなくて、市民会議の皆さんの新鮮な目線から司法改革というものについても一度光を当てていただいて、不十分な点とかさまざまな点を議論していければと思います。どうもありがとうございました。

三成議長

どうもありがとうございました。

活発な議論をしていただいて、私は個人的にも非常に勉強になりました。

これで第2回(通算第18回)の市民会議を終わりたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。

平成22年11月1日

